

議案第51号

北名古屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について

北名古屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、市長の給料及び期末手当を減額し、厳しい財政を回復しようという意思を示すため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例
の特例を定める条例

(給料の特例)

第1条 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで(以下「特例期間」という。)に支給する市長の給料月額は、北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(平成18年北名古屋市条例第46号。以下「条例」という。)第3条の規定にかかわらず、条例別表第1に定める額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

(期末手当の特例)

第2条 特例期間における条例第4条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、前条に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。